

茂原市パブリックコメント手続に関する要綱をここに告示する。

平成22年6月30日

茂原市長 田中豊彦

茂原市告示第65号

### 茂原市パブリックコメント手続に関する要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程における公正性及び透明性の向上を図り、もって市民の市政への参画と開かれた市政の推進に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等の策定にあたり、当該政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を市民等に公表し、広く意見及び情報(以下「意見等」という。)の提出を求め、提出された意見等を考慮して当該政策等に係る意思決定を行うとともに、当該意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

(2) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ アからエまでに掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃

(2) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

(3) 市の基本的な政策及び個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を行わないことができる。

(1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの

(2) 政策等の策定に当たり、裁量の余地がないと認められるもの及び法令等にパブリックコメント手続と同様な手続が定められているもの

(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するもの

(案及び資料の公表)

第5条 市長は、政策等に係る意思決定を行う前の適切な時期に、当該政策等の案を公表するものとする。

2 市長は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、その案を作成した趣旨、目的、背景その他の参考となる資料を併せて公表するよう努めるものとする。

3 市長は、第1項の規定による公表を行う場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期限等必要な事項を明示するものとする。

(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、市長が指定する場所での閲覧、市のホームページへの掲載その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

(意見等の提出期間及び提出方法)

第7条 市長は、政策等の案の公表をした日からおおむね30日以上期間を定めて、市民等から意見等の提出を求めるものとする。

2 意見等の提出の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市長が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする市民等は、住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、所在地、団体名及び代表者の氏名)を明記しなければならない。

(意見等の考慮)

第8条 市長は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 市長は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び意見等に対する市の考え方を公表するものとする。この場合において、政策等の案を修正したときは、その修正内容を併せて公表するものとする。ただし、茂原市公文書公開条例(平成10年茂原市条例第16号)第8条に規定する非公開情報に該当するものは除くものとする。

3 前項の規定に基づく公表の方法については、第6条の規定を準用する。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、パブリックコメント手続の実施状況を取りまとめ、市のホームページ等において公表するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に策定の過程にある政策等で、市民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たものについては、この告示の規定は適用しない。